

# 静岡県国土強靭化推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 静岡県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下、「基本法」という。）第13条に基づき本県における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下、「国土強靭化地域計画」という。）を策定し、もって国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、静岡県国土強靭化推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、第1条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事案を協議し、その総合調整を図る。

- (1) 本県における国土強靭化の基本的な方針に関すること。
- (2) 基本法第13条に定める国土強靭化地域計画の策定に関すること。
- (3) 本県における国土強靭化に関する施策・事業の推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める重要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (推進本部会議)

第4条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じ、関係する構成員による会議を招集することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、本部長は、必要に応じ、事案に關係ある部局等の職員や外部有識者等を推進本部会議に出席させることができる。

## (検討委員会)

第5条 推進本部に国土強靭化地域計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 第2条1項1号及び2号に関すること。
  - (2) 前項のほか、委員長が特に必要と認める重要な事項に関すること。
- 3 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、危機管理部参事（政策調整担当）をもって充て、検討委員会を総括する。
- 5 副委員長は、危機政策課長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 8 委員長は、必要に応じ、関係する課長や外部有識者等を検討委員会に招集することができる。
- 9 検討委員会の下に、各委員が指名する職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、危機管理部危機政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年9月11日から施行する。

この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

別表第1(第3条関係)

知事戦略監
危機管理監兼危機管理部長
政策推進担当部長
経営管理部長
くらし・環境部長
文化・観光部長
健康福祉部長
経済産業部長
交通基盤部長
出納局長
企業局長
教育長
警察本部長

別表第2(第5条関係)

知事直轄組織総務課長
知事直轄組織総合政策課長
危機管理部参事(政策調整担当)
危機管理部危機政策課長
経営管理部総務課長
くらし・環境部企画政策課長
文化・観光部企画政策課長
健康福祉部健康福祉政策課長
経済産業部産業政策課長
交通基盤部建設政策課長
出納局会計課長
企業局水道企画課長
教育委員会健康体育課長
警察本部災害対策課長